

2026年3月

JCCA 建設コンサルタント賠償補償制度

団体募集のご案内

(建設コンサルタント賠償責任保険)

インターネットで加入申込手続きができます。

➡ <https://hoken-platform.jp/kencon/>

団体Web募集システム
利用開始
1月13日午後～

加入申込手続き

保険料の試算

加入者証の印刷

お見積書の作成



一般社団法人 建設コンサルタンツ協会

〈目 次〉

◎ JCCA 建設コンサルタント賠償責任保険の主な特長	2 ページ
◎ JCCA 建設コンサルタント賠償責任保険の内容	3 ページ
• 主契約の補償内容	
• 対象となる業務	
• 対象となる成果物	
• 保険金の支払対象となる損害の例	
• 支払保険金の計算	
• お支払いできない主な事由	
• 保険期間とお支払いする損害の関係	
• PFI・DB 担保追加条項の補償内容	
◎ JCCA 建設コンサルタント賠償責任保険の契約内容の決め方	8 ページ
• 契約内容の決め方	
◎ お支払いいただく保険料の計算	9 ページ
• 修正売上高の算出	
• 保険金支払有無による割増・割引制度	
• PFI・DB 担保係数	
• <2023 年 3 月 1 日以降に保険金支払なしの場合>	
保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料早見表	
• <2023 年 3 月 1 日以降に保険金支払ありの場合>	
保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料早見表	
• 保険料計算例	
• 一括払の概算保険料	
◎ JCCA 建設コンサルタント賠償補償制度の加入手続き	19 ページ
• 契約方式	
• 加入申込締切日	
• 加入方法	
• 保険料の払込み	
• 保険料の振込先	
• 加入申込書の記載例	
◎ 保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合	21 ページ
• 中途加入の場合	
• 保険金額を変更する場合	
◎ 事故が発生した場合の手続き	22 ページ
• 保険金お支払いまでの主な流れ	
• 保険金お支払いに関する注意点	
◎ 事故連絡票	24 ページ
◎ ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと	25 ページ

◎ JCCA 建設コンサルタント賠償責任保険の主な特長

【 特 長 】

1. 建設コンサルタント（国土交通省登録）の成果物の契約不適合（瑕疵）によって生じた賠償事故を対象とする JCCA が契約者となり、加入を希望する会員（加入者）を被保険者とする「**JCCA 会員のための賠償責任保険**」です。
*国土交通省の「建設コンサルタント登録制度」に登録されている会員を対象とします。
2. 「**土木設計業務**」を対象としますが、国土交通省に登録をしている場合「**地質調査業務**」や「**単独に受託した測量業務**」を含めることも可能です。
3. 民間事業者が発注者となる土木設計業務等（民間事業者から下請負人として受注した土木設計業務等を含みます。）も対象となります。
4. PFI・DB 担保追加条項
標準委託契約約款等と異なる契約形態（PFI 事業等）の成果物の契約不適合（瑕疵）は本保険の対象外ですが、本追加条項を付帯することで対象となります。
5. **インターネットで加入手続きができます。**
詳しくは <https://hoken-platform.jp/kencon/> に団体 Web 募集システム操作マニュアルを掲載していますのでご参照ください。
6. 子会社には求償権を行使しませんので安心です。
下請負人の成果物に契約不適合（瑕疵）があり、加入者の損害賠償責任として保険金をお支払いした場合、保険会社は保険金相当額の返還を下請負人に請求することができますが、**下請負人の発行済株式総数の 50%超を加入者が所有している場合には、原則として求償権を行使しませんので、安心してご加入いただけます。（建設コンサルタント業務追加条項第 8 条）**
7. 保険料は**全額損金処理**（※）することができます。
（※）今後、法改正により変更になる可能性があります。また、実際の税務処理につきましては、税理士等にご確認ください。
8. **年間包括方式**のため、受注ごとの報告が不要で手間がかかりません。
保険の手配もれもありません。
9. 事業所が複数ある場合でも、**本社で一括して**加入することにより、保険料が割安になります。

◎ JCCA 建設コンサルタント賠償責任保険の内容

主契約の補償内容

加入者が、公共土木設計業務等標準委託契約約款（以下、標準契約約款といいます。）または標準契約約款と同様の契約書等^(※1)に基づき、日本国内で行う「土木設計業務」「地質調査業務^(※2)」「測量業務^(※2)」に際し、発注者に提出した成果物に契約不適合（瑕疵）があり、次の①または②の場合において法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

①第三者（発注者を除きます。）の身体障害（障害に起因する死亡を含みます。）または第三者の財物の損壊に関して保険期間中に損害賠償請求を提起された場合

②発注者から保険期間中に損害賠償請求を提起された場合

（※1）標準契約約款または標準契約約款と同様の契約等に基づく場合において「契約不適合責任（瑕疵担保）期間等（同等の規定を含みます。）」の規定がある場合には当該規定を適用し法律上の賠償責任を判定します。

（※2）地質調査業務、測量業務を含めてご加入される場合のみ対象となります。

（※3）設計業務委託契約書に「契約不適合責任（瑕疵担保）期間等（同等の規定を含みます。）」に関する規定の記載がない場合は、原則として契約締結日において適用となる法律により賠償責任の有無が判断されます。

具体的には 2020年4月1日以降に締結された設計業務委託契約については、2020年4月1日に改正された民法が適用されます。

対象となる業務

土木設計業務	<p>日本国内の土木構造物に関する設計業務（土木設計業務）を対象とし、施工管理業務は除きます。ただし、施工管理業務の中で発注された設計業務は対象となります。</p> <p>* 廃棄物処理施設、汚水・排水処理施設の設計業務を含みます。</p> <p>* 建築物の設計業務（建築基準法第2条第1号に規定するもの）は含みませんが、業務の対象である土木構造物と従属関係にある建物（機械棟、管理棟など）の設計は対象とします（機械設備・電気設備の設計の契約不適合（瑕疵）を含みます。）。</p> <p>* 土木設計業務契約の一部として受注した地質調査業務、測量業務（単独でない）は土木設計業務とみなします。</p>
--------	---

<地質調査業務、測量業務を含めて加入する場合>

地質調査担保追加条項、測量業務担保追加条項を付帯します。

地質調査業務	<p>地質・土質に関する資料の提供およびこれに付随する業務を対象とし、建築物施工のために実施する地質調査および地下埋設物調査業務、土壌・地下汚染水状況調査、汚染処理計画業務を含みます。</p> <p>* 「地質調査業者登録規程」に基づいて地質調査業務を国土交通省に登録している会員が地質調査業務を含めて加入いただくことで対象となります。</p> <p>* 地質調査業務契約の一部として受注した測量業務（単独でない）は地質調査業務とみなします。</p>
測量業務	<p>次の①～④のいずれかに該当する単独で受託した測量業務を対象とします。</p> <p>①基本測量（測量法第4条）②公共測量（測量法第5条）③基本測量および公共測量以外の測量（測量法第6条）④局地的測量または高度の精度を必要としない測量（測量法施行令第1条）</p> <p>* 土木設計または地質調査業務契約の一部として受注した測量業務（単独でない）はそれぞれ土木設計業務または地質調査業務とみなします。</p>

対象となる成果物

成果物	内容
土木設計業務	加入者と発注者との契約の目的となった予備設計・概略設計・詳細設計等の設計書類 ^(※)
地質調査業務 (地質調査業務を含めて加入の場合)	加入者と発注者との契約の目的となった地質調査報告書、地下埋設物調査報告書
測量業務（測量業務を含めて加入の場合）	加入者と発注者との契約の目的となった測量調査報告書

※保守点検調査、危険度判定の外観調査等を含む、いわゆる調査業務報告書類および単独の照査業務報告書類は除きます。

保険金の支払対象となる損害の例

対象	例
発注者	①土木構造物の施工中または完成後に設計の契約不適合（瑕疵）が発見され、構造物を手直ししたり補強工事等をしなければならなくなった場合の施工費用。 ②設計の契約不適合（瑕疵）により土木構造物の強度が不足し、手直しや補強工事等が必要となった場合の追加工事のための設計費用。
第三者	①設計の契約不適合（瑕疵）により強度不足となった土木構造物が壊れ、近くにいた第三者が負傷または死亡した。（施工中および完成後） <ul style="list-style-type: none"> • 死亡事故の場合、逸失利益、慰謝料、葬儀費用等をお支払いします。傷害事故の場合、被害者の治療費、入院費、慰謝料、休業補償等をお支払いします。 ②設計の契約不適合（瑕疵）により崩壊した土木構造物によって、隣接する住宅が損壊した。（施工中および完成後） <ul style="list-style-type: none"> • 被害財物の修理費、再調達費用等をお支払いします。 ③設計の契約不適合（瑕疵）により施工中の土木構造物が壊れ、作業中の建設業者の従業員が負傷または死亡した。 * 地質調査業務を含めて加入した場合には、上記の例に加えて地質調査報告書の契約不適合（瑕疵）による賠償事故も対象となります。

支払保険金の計算

支払保険金

$$= \left\{ \left(\text{損害賠償金} + \begin{array}{l} \text{争訟費用} \\ \text{権利行使保全費用} \\ \text{損害防止費用} \\ \text{緊急措置費用} \end{array} \right) - \text{自己負担額 (免責金額)} \right\} \times \text{縮小支払割合} 90\% \text{または} 80\% + \text{協力費用}$$

保険金額(支払限度額)限度

《保険金の計算例》

お支払保険金の計算例

(保険契約内容) ◆保険金額 2 億円
 ◆自己負担額 (免責金額) 100 万円
 ◆縮小支払割合 90%
 (損害賠償金) ◆5,000 万円

$$(5,000 \text{ 万円} - 100 \text{ 万円}) \times 90\% = 4,410 \text{ 万円}$$

損害賠償金 自己負担額 (免責金額)

4,410 万円 < 2 億円 (保険金額) のため、支払保険金は 4,410 万円となります。

保険金支払ありの場合の契約条件の制限

保険金支払ありの場合は契約条件の制限があります。
 詳細は 8 ページ「契約内容の決め方」をご参照ください。

お支払いできない主な事由

- (1) 加入者が業務を行う施設・設備に起因して生じた賠償責任
- (2) 航空機・昇降機・車両に起因して生じた賠償責任
- (3) 加入者またはその使用人の犯罪行為による賠償責任（過失犯を除きます。）
- (4) 無体財産権（漁業権・水利権など）の侵害によって生じた賠償責任
- (5) 騒音・振動またはじんあいに起因して生じた賠償責任
- (6) 環境に与えた損失による賠償責任
- (7) 景観が不良であるとの申立てに基づく賠償責任
- (8) 測量単体の業務として受託した場合、測量の過誤または測量不足に起因して生じた事故（測量業務担保条項付帯の場合は補償されます。）
*ただし、土木設計または地質調査業務の一部として行った測量に契約不適合（瑕疵）があり、土木設計・地質調査業務の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は保険金を支払います。
- (9) 業務の成果物そのものの修補または再作製に要する費用に係わる賠償責任
ただし、成果物（設計）の契約不適合（瑕疵）により土木構造物の強度が不足し補強工事等が必要となった場合などの追加工事に係わる設計費用については保険金を支払います。
- (10) 業務または工事の履行不能または履行遅滞に起因して生じた賠償責任
- (11) 戦争・変乱・暴動・騒じょう・労働争議等に起因して生じた賠償責任
- (12) 地震・噴火・津波に起因して生じた賠償責任
- (13) 排水または排気（煙を含みます。）によって生じた賠償責任
- (14) 過大設計により生じた賠償責任
ただし、次の（ア）または（イ）の場合を除きます。
なお、この場合においても、修補、改善または再作成に過分の費用を要するときは、その過分の費用にかかる賠償責任は除きます。
（ア）成果物の過大設計が、成果物に基づき構造物全体として完成する前に発見された場合
（イ）過大設計に基づいて完成した部分構造物により、構造物全体としては必要な機能を有しない場合
- (15) 保守点検調査、危険度判定外観調査等を含む調査業務報告書類の契約不適合（瑕疵）によって生じた賠償責任
ただし、土木設計の一部として行った調査業務に契約不適合（瑕疵）があり、土木設計の成果物に法律上の賠償責任が生じた場合は、保険金を支払います。
- (16) 測量法の規定に違反して行った測量業務に起因する賠償責任（測量業務担保条項付帯の場合）
- (17) 加入者が PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年 7 月 30 日法律第 117 号）に基づき実施される、民間資金等を活用した事業形態をいいます。）またはこれに準ずる手法により事業を受注したコンソーシアムに参加し、選定事業者（構成企業、協力企業）として遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任（PFI・DB 担保追加条項付帯の場合は補償されます。）
- (18) 加入者が DB（構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計と施工を一括して発注する方式をいいます。）またはこれに準ずる手法により事業を受注したコンソーシアムに参加し、遂行した建設コンサルタント業務に起因する賠償責任（PFI・DB 担保追加条項付帯の場合は補償されます。）

など

保険期間とお支払いする損害の関係

賠償請求を受けた時点で加入している保険契約の条件によって支払われます。

保険期間 2026年3月1日（午後4時）から1年間

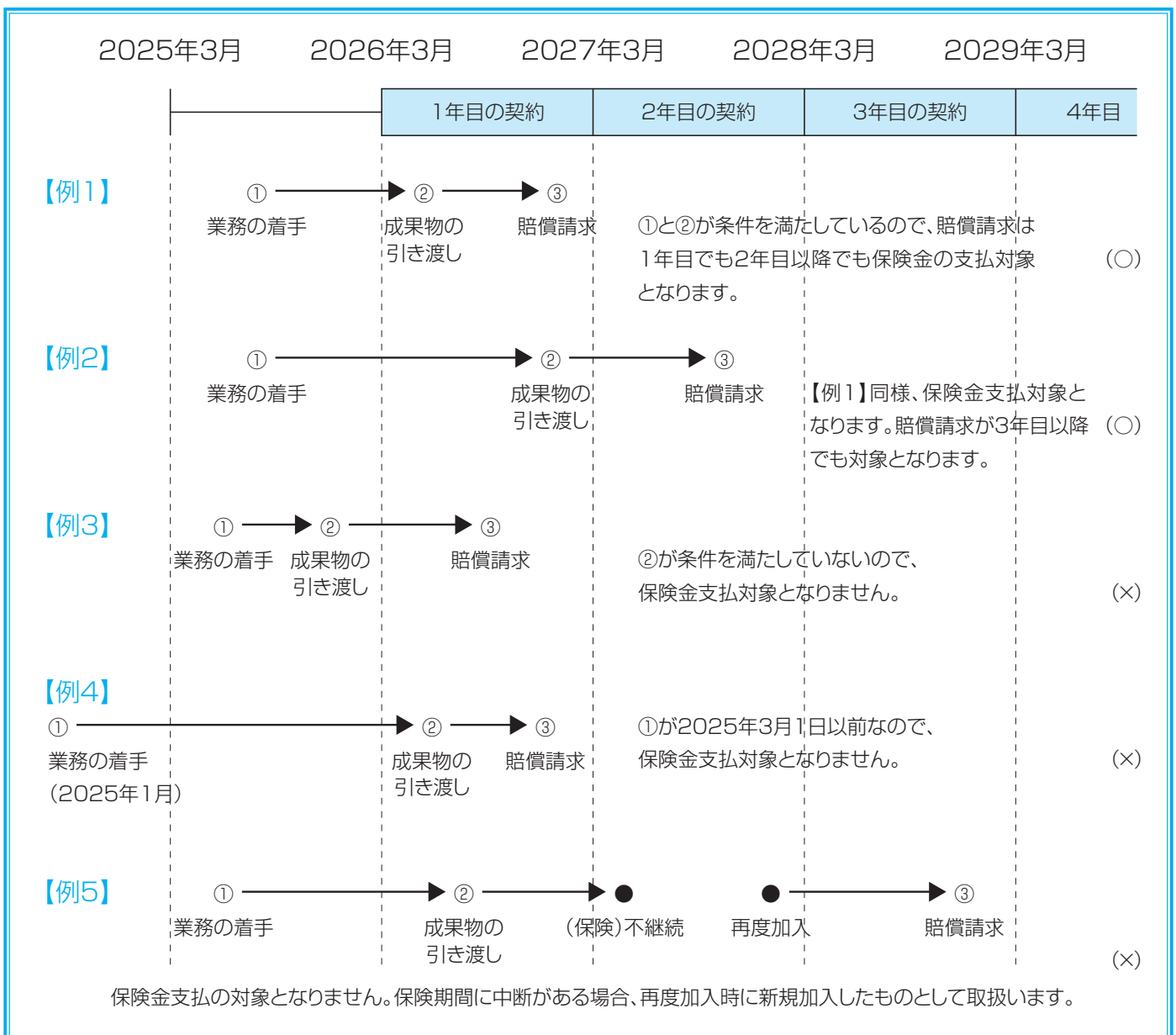
保険期間開始日以前1年間に着手し、保険期間中に業務の発注者に成果物を引き渡し、かつ提出した成果物の契約不適合（瑕疵）による損害賠償請求を提起された場合に保険金の支払対象となります。なお、満期日及びそれ以降も継続して加入するかぎりにおいては、満期日以降に損害賠償請求された場合も保険金の支払い対象となります。

(1) 新規の事例

2025年3月1日以降着手し、2026年3月1日以降に業務の発注者に成果物を引き渡し、かつ2027年3月1日までに成果物に契約不適合（瑕疵）があり損害賠償請求を提起された場合に保険金の支払対象となります。

(2) 継続の事例

2027年3月1日に継続し、またさらに以降も継続加入する場合は、継続している保険期間中の損害賠償請求が保険金の支払対象となります。



PFI・DB 担保追加条項の補償内容

加入者が日本国内において PFI^(※1)、DB^(※2) またはこれらに準ずる手法により事業を受注したコンソーシアムに参加し、業務の委託者との契約等に基づいて被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が遂行した建設コンサルタント業務に関して、成果物として引き渡した詳細設計に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金を支払います。

(※1) 民間資金等活用事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号））に基づき実施される民間資金等を活用した事業形態をいいます。

(※2) 構造物の構造形式や主要諸元も含めた設計を施工と一括して発注する方式をいいます。

【本追加条項による補償の範囲】

項目	内容
対象となる業務	PFI、DB またはこれらに準ずる手法で受注した事業にコンソーシアムの一員として参加し、SPC、JV との契約等に基づき遂行する 3 ページ「対象となる業務」に記載の業務
補償対象とする成果物	発注者とコンソーシアムが事業契約を受託したのちに着手し、本追加条項付帯日以降に SPC または JV に引き渡した詳細設計
保険期間とお支払いする損害の関係	本追加条項を最初に付帯した日の 1 年前の日以降に着手し、付帯日以降に引き渡した詳細設計に瑕疵（契約不適合）があった場合の SPC または JV に対する法律上の損害賠償責任 また、次年度以降引き続き加入すれば、今回対象となった業務についても、次年度以降の保険期間中に損害賠償請求を受けた場合、保険金の支払対象となります。
対象となる法律上の損害賠償責任	引き渡した詳細設計に瑕疵（契約不適合）があった場合に負担する次の法律上の損害賠償責任 【第三者に対する賠償責任】 引き渡した詳細設計に瑕疵（契約不適合）があった場合の第三者（業務の委託者を除きます。）の身体障害（障害に起因する死亡も含みます。）または第三者の財物の損壊についての法律上の損害賠償責任 【SPC または JV に対する賠償責任】 書面により提示された業務の条件を充足しない成果物を引き渡したことにより 3 年以内（重大な過失の場合は 10 年以内）に SPC または JV から請求され負担する法律上の賠償責任 * 加入者と委託者との契約等において瑕疵（契約不適合）について上記期間より短い請求期間の取り決めがある場合はその期間とします。

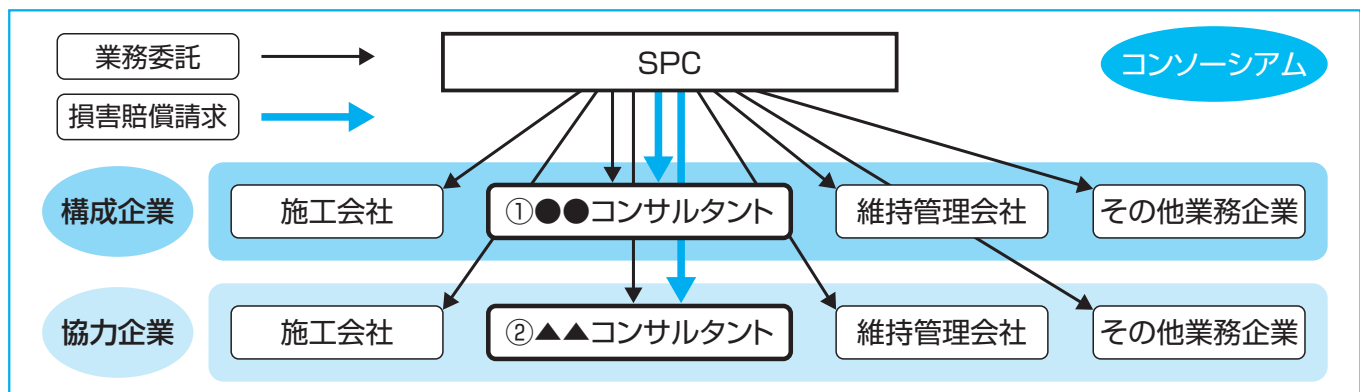
* 1 「お支払いの対象となる損害の例」、「お支払いする保険金」、「保険金の計算例」、「お支払いできない主な事由」は主契約と同様になります。

* 2 本追加条項の保険金額（支払限度額）、自己負担額（免責金額）、縮小支払割合は主契約と同額になります。

* 3 本追加条項の保険金額（支払限度額）は主契約と通算して適用します。

* 4 本追加条項は新規加入時（中途加入時を含みます）と継続時に付帯できます。保険期間の中途では付帯できません。
[今回の募集時に本追加条項を付帯されることをご確認ください。](#)

【例】 PFI 事業で SPC を設立した場合、本追加事項で補償対象となる損害賠償請求



加入者（被保険者）	建コン賠 主契約	建コン賠 PFI・DB 担保追加条項
【構成企業】 ①●●●コンサルタント	対象外	対象
【協力企業】 ②▲▲▲コンサルタント	対象外	対象

◎ JCCA 建設コンサルタント賠償責任保険の契約内容の決め方

契約内容の決め方

(1) 対象とする業務により次のいずれかの加入形態を選択してください。

加入形態	土木設計業務	地質調査業務	測量業務
I	○	×	×
II	○	○	×
III	○	×	○
IV	○	○	○

(2) 保険金額（支払限度額）をお決めいただきます。

保険金額とは保険期間 1 年間を通じてお支払いする保険金の限度額で、請求回数にかかわらず、1 年間における支払保険金は保険金額が上限となります（建設コンサルタント業務追加条項第 7 条 2 項）。また、保険金額は最低 1,000 万円とし、最高 10 億円まで設定することができます。なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物の契約不適合（瑕疵）に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または 3 億円のいずれか低い金額をもって限度とします（ただし、地質調査業務を売上高に加算した場合）。

(3) 縮小支払割合を確認してください。

現在のご加入の契約で保険金のお支払いがない場合

『縮小支払割合 90%』を適用します。

現在のご加入の契約で保険金のお支払いがある場合

『縮小支払割合 80%』を適用します。

(4) 自己負担額（免責金額）をお決めいただきます。

自己負担額とは 1 回ごとの保険金支払の際の加入者の自己負担額で、金額が高額になるほど保険料は安くなります。

『縮小支払割合 90%』の場合

P13 保険料早見表に掲載されている自己負担額（免責金額）以外のパターンを希望される場合は団体 Web 募集システムで確認してください。

『縮小支払割合 80%』の場合

継続となる契約を含めて翌年度以降の 3 年間は契約条件の制限（『自己負担額（免責金額）1,000 万円』または「契約保険金額の 10%」のいずれか低い金額^(※)、および『縮小支払割合 80%』）を適用します。

(※)この自己負担額（免責金額）よりも高い自己負担額（免責金額）でのご契約も可能です。

* 保険金支払有無による割増・割引制度は 12 ページに掲載しています。

(5) PFI・DB 担保追加条項を付帯するかお決めいただきます。

保険金支払ありの場合の契約条件の制限

25 年 11 月既往 3 年間に保険金をお支払いした場合、継続となる契約を含めて 3 年間は契約条件の制限（『自己負担額（免責金額）1,000 万円』または「契約保険金額の 10%」のいずれか低い金額^(※)、および『縮小支払割合 80%』）を適用します。

(※)この自己負担額（免責金額）よりも高い自己負担額（免責金額）でのご契約も可能です。

◎お支払いいただく保険料の計算

お支払いいただく保険料の算出方法は、以下のとおりです。

* 保険料の算出は、**団体 Web 募集システム** (<https://hoken-platform.jp/kencon/>) もしくは同封の「**保険料計算シート**」をお使いください。**団体 Web 募集システムは 1 月 13 日午後より利用いただけます。**

◎一括払

年間の保険料 = 保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料^(※1) × 修正売上高（百万円）
× PFI・DB 担保係数^(※2) × 保険金支払有無による割増・割引係数^(※3)

◎分割払（10 回払）

1 回分の保険料 = 上記年間の保険料 ÷ 10

* 保険料は、四捨五入して十円単位とします。

* 修正売上高は、四捨五入して百万円単位とします。

(※1) 保険金額・自己負担額（免責金額）別基本保険料について

① 13 ページ、14 ページに掲載しています。

なお、掲載していない保険金額・自己負担額については、団体 Web 募集システム (<https://hoken-platform.jp/kencon/>) でご試算いただくか、取扱代理店または損保ジャパンで保険料をお見積りしますので、お問い合わせください。

② 地質調査業務を含めてご加入いただく場合には、土木設計と地質調査の業務の売上高に応じて、2 つの業務の基本保険料を加重平均して算出した保険料を基本保険料とします。

（詳しくは 15 ページの【保険料計算例その 2】を参照）

③ 測量業務については、個別で修正売上高を計算します。

(※2) PFI・DB 担保係数について（詳しくは 12 ページ参照）

(※3) 保険金支払有無による割増・割引係数について（詳しくは 12 ページ参照）

確定精算の省略について

この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」の売上高は最近の会計年度における売上高となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。

修正売上高の算出

(1) 国土交通省に提出した直近の現況報告書に基づき年間の売上高（消費税相当額を含めます。十万円単位を四捨五入して百万円単位とします。）を申告していただきます。

① 建設コンサルタントの全売上高を申告願います。

① 百万円

② 「土木設計業務のみ」にご加入の場合
（8 ページ（1）の加入形態ⅠまたはⅢの場合）
上記①のうち、地質部門、土質および基礎部門を除いて、
設計業務に関する年間売上高を申告願います。（※1）

② $\alpha 1$ 百万円

③ 「地質調査業務を含めて」にご加入の場合
（8 ページ（1）の加入形態ⅡまたはⅣの場合）
地質調査業務の年間売上高を申告願います。（※2）
なお、年間売上高が 100 万円に満たない場合は
「1」百万円としてください。

③ $\alpha 2$ 百万円

④ 土木設計業務と地質調査業務の年間売上高を合計して
ください。（ $\alpha 1 + \alpha 2$ ）

④ $\alpha 1 + \alpha 2$ 百万円

⑤ 「測量業務を含めて」にご加入の場合
（8 ページ（1）の加入形態ⅢまたはⅣの場合）
単独で受託した測量業務の年間売上高を申告願います。（ $\alpha 3$ ）
なお、年間売上高が 100 万円に満たない場合は「1」百万円としてください。

⑤ $\alpha 3$ 百万円

（※1）設計業務とは予備設計・概略設計・詳細設計をいい、設計業務に含まない単独で受託した各種調査業務および単独の照査業務は除きます。
ただし、業務委託契約書のタイトルが調査業務になっていても、業務の実態が設計業務の場合、また、設計業務に含んで発注されている場合は各々土木設計業務に含めます。

（※2）建設コンサルタントの地質部門、土質および基礎部門の年間売上高を加算して申告していただきます。
なお、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務がある場合には、年間売上高に加算していただきます。

(2) 年間売上高（ α ）から下記「修正売上高の計算式」により
修正売上高を算出します。

百万円

下記「修正売上高の計算式」により次ページの【例 1】・【例 2】・
【例 3】のとおり算出します。

α は土木設計業務のみの場合は土木設計業務の売上高（ $\alpha 1$ ）、地質調査業務を含めてご加入の場合は、
土木設計業務と地質調査業務を合計した売上高（ $\alpha 1 + \alpha 2$ ）を修正します。測量業務については、測
量業務の売上高（ $\alpha 3$ ）から個別に修正売上高を算出します。

（ α は百万円単位に四捨五入したものを使用します。）

具体的には次ページの【例 1】【例 2】【例 3】を参照ください。

年間売上高 (α) の範囲		修正売上高の計算式 (百万円単位)		
	1,000 万円以下	1. 00 α		
1,000 万円超	2,500 万円以下	0. 65 α	+	3. 50
2,500 万円超	1 億円以下	0. 42 α	+	9. 25
1 億円超	2 億円以下	0. 38 α	+	13. 25
2 億円超	5 億円以下	0. 25 α	+	39. 25
5 億円超	10 億円以下	0. 15 α	+	89. 25
10 億円超	30 億円以下	0. 09 α	+	149. 25
30 億円超	80 億円以下	0. 045 α	+	284. 25
80 億円超	200 億円以下	0. 021 α	+	476. 25
200 億円超	500 億円以下	0. 018 α	+	801. 10
500 億円超		0. 0085 α	+	1288. 60

【例 1】 土木設計業務の年間売上高が 99,960 万円の場合

10 万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、10 億円となり、売上高の範囲が 5 ～ 10 億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.15 \times 1,000 (\text{百万円}) + 89.25$$

$$= 239.25 \div 239 (\text{百万円}) \text{ となります (十万円単位四捨五入し、百万円単位)}。$$

【例 2】 土木設計業務の年間売上高が 150,020 万円、地質調査業務の年間売上高が 50,020 万円の

場合、10 万円単位の四捨五入により計算上の売上高が、土木設計業務 15 億円、地質調査業務 5 億円、合計売上高 20 億円となり、売上高の範囲が 10 ～ 30 億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.09 \times 2,000 (\text{百万円}) + 149.25$$

$$= 329.25 \div 329 (\text{百万円}) \text{ となります (十万円単位四捨五入し、百万円単位)}。$$

〈測量業務の修正売上高計算例〉

【例 3】 単独で受託した測量業務の年間売上高が 30,010 万円の場合、

10 万円単位を四捨五入して計算売上高 3 億円となり、売上高の範囲が 2 ～ 5 億円の欄に該当しますので、修正売上高は

$$0.25 \times 300 (\text{百万円}) + 39.25$$

$$= 114.25 \div 114 (\text{百万円}) \text{ となります (十万円単位四捨五入し、百万円単位)}。$$

申告いただいた売上高が実際と異なり低い場合、事故の際に保険金が削減されることがありますので、ご注意願います。

*** なお、事故発生時には、契約申込時に使用した「現況報告書 (写)」の提出をお願いすることがあります。**

保険金支払有無による割増・割引制度

(1) 保険金支払なしの場合の割引係数

<適用方法>

現在ご加入の契約を含めて、保険金支払なしの期間が継続している場合は次の割引係数を適用します。ただし、ご加入の期間が3年未満で保険金支払なしの場合は、ご加入期間をもって保険金支払なしの期間とします。

保険金支払なしの期間	割引係数
3年以上	0.25
2年以上3年未満	0.2
1年以上2年未満	0.1

【翌年度契約に適用する割引係数の適用例】
過去3年間の保険金支払なし
 $1 - \text{割引係数}(0.25) = 0.75$

(2) 保険金支払ありの場合の割増・割引係数

<適用方法>

<1>現在ご加入の契約を含めて過去3年間の「保険金支払割合(=保険金/保険料)」「保険金支払回数」に基づき、下記「表1」により割増係数を適用します。

ただし、具体的な「保険金支払割合(=保険金/保険料)」の算出にあたっての支払保険金の額と回数は2025年11月末既往3年間の実績を用います。

<2>現在ご加入の契約を含めて保険金支払なしの期間が継続して1年以上ある場合には、割引係数0.1を<1>で算出した割増係数から減算します。

<表1>割増係数

過去3年間(2025年11月末既往3年間)の「保険金支払割合(保険金/保険料)」「保険金支払回数」による割増係数

保険金支払割合 \ 保険金支払回数	1回	2回	3回
	0%超50%未満	1.0	1.1
50%以上100%未満	1.2	1.4	1.6
100%以上150%未満	1.4	1.9	2.4
150%以上180%未満	1.6	2.4	3.0
180%以上200%未満	1.8	2.9	個別案内
200%以上250%未満	2.0	3.4	
250%以上300%未満	2.2	4.1	
300%以上	2.5	4.7	

<表2>割引係数

過去1年間(2025年11月末既往1年間)に保険金支払がなかった場合

割引係数 0.1

【翌年度契約に適用する割増・割引係数の適用例】

<1>過去3年間に2回保険金支払あり、保険金支払割合135%
ただし過去1年間は保険金支払なしの場合
 $\text{割増係数}(1.9) - \text{割引係数}(0.1) = 1.8$

<2>過去3年間に1回保険金支払あり、保険金支払割合165%
当該支払が過去1年以内の場合
 $\text{割増係数}(1.6) - \text{割引係数}(0) = 1.6$

PFI・DB担保係数

PFI・DB担保追加条項を付帯する場合はPFI・DB担保係数1.1を使用します。

<2023年3月1日以降に保険金支払なしの場合>

保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料早見表

保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料(修正売上高100万円あたり)				
保険金額	自己負担額(免責金額)	土木設計保険料	地質調査保険料	測量保険料
10億円	0万円	41,859円	20,930円	6,279円
	100万円	40,013円	20,007円	6,002円
	500万円	37,574円	18,787円	5,636円
	1,000万円	36,586円	18,293円	5,488円
	2,000万円	36,190円	18,095円	5,428円
	3,000万円	35,860円	17,930円	5,379円
	5,000万円	35,531円	17,765円	5,330円
5億円	0万円	31,708円	15,855円	4,757円
	100万円	29,862円	14,931円	4,479円
	500万円	27,423円	13,711円	4,114円
	1,000万円	26,434円	13,217円	3,966円
	2,000万円	26,038円	13,019円	3,906円
	3,000万円	25,709円	12,854円	3,856円
	5,000万円	25,379円	12,690円	3,807円
3億円	0万円	25,841円	12,919円	3,876円
	100万円	23,995円	11,997円	3,599円
	500万円	21,556円	10,778円	3,233円
	1,000万円	20,567円	10,284円	3,085円
	2,000万円	20,172円	10,086円	3,026円
	3,000万円	19,842円	9,921円	2,977円
	5,000万円	19,512円	9,756円	2,927円
2億円	0万円	21,951円	10,976円	3,293円
	100万円	20,106円	10,053円	3,016円
	500万円	17,667円	8,833円	2,650円
	1,000万円	16,678円	8,339円	2,502円
	2,000万円	16,282円	8,141円	2,442円
	3,000万円	15,953円	7,976円	2,393円
	5,000万円	15,623円	7,812円	2,343円
1億円	0万円	16,612円	8,306円	2,492円
	100万円	14,766円	7,383円	2,215円
	500万円	12,327円	6,164円	1,849円
	1,000万円	11,338円	5,669円	1,701円
	2,000万円	10,943円	5,471円	1,642円
	3,000万円	10,613円	5,307円	1,592円
	7,000万円	0万円	14,371円	7,185円
100万円		12,525円	6,262円	1,879円
500万円		10,086円	5,043円	1,513円
1,000万円		9,097円	4,548円	1,365円
2,000万円		8,701円	4,351円	1,305円
3,000万円		8,372円	4,186円	1,256円
5,000万円		0万円	12,590円	6,295円
	100万円	10,745円	5,372円	1,612円
	500万円	8,306円	4,153円	1,246円
	1,000万円	7,317円	3,659円	1,098円
	2,000万円	6,922円	3,461円	1,038円
	3,000万円	6,592円	3,296円	989円
	3,000万円	0万円	10,218円	5,109円
100万円		8,372円	4,186円	1,256円
500万円		5,933円	2,966円	890円
1,000万円		4,944円	2,472円	742円
2,000万円		0万円	8,701円	4,351円
	100万円	6,856円	3,428円	1,028円
	500万円	4,417円	2,208円	662円
	1,000万円	3,428円	1,714円	514円
	1,000万円	0万円	6,592円	3,296円
100万円		4,746円	2,373円	712円
500万円		2,307円	1,154円	346円
1,000万円		1,318円	659円	198円

保険期間
2026年3月1日(午後4時)から1年間

縮小支払割合 90%

保険金額
地質調査業務の売上高に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の成果物の契約不適合(瑕疵)に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

掲載されていない保険金額自己負担額(免責金額)は団体Web募集システムで確認ください。

<2023年3月1日以降に保険金支払ありの場合>

保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料早見表

*以前に保険金支払があり、2026年3月時点で「保険金支払ありの場合の契約条件の制限」の適用期間が3年を経過している場合は、p.13の契約条件でご契約いただけます。

保険金額・自己負担額(免責金額)別基本保険料(修正売上高100万円あたり)				
保険金額	自己負担額(免責金額)	土木設計保険料	地質調査保険料	測量保険料
10億円	1,000万円	41,413円	20,707円	6,212円
	2,000万円	37,457円	18,728円	5,619円
	3,000万円	37,115円	18,558円	5,567円
	4,000万円	36,980円	18,489円	5,547円
	5,000万円	36,775円	18,387円	5,517円
5億円	1,000万円	29,338円	14,669円	4,401円
	2,000万円	26,949円	13,475円	4,043円
	3,000万円	26,609円	13,304円	3,991円
	4,000万円	26,472円	13,236円	3,971円
	5,000万円	26,267円	13,134円	3,940円
3億円	1,000万円	23,266円	11,632円	3,490円
	2,000万円	20,878円	10,439円	3,132円
	3,000万円	20,536円	10,268円	3,080円
	4,000万円	20,400円	10,200円	3,060円
	5,000万円	20,195円	10,097円	3,029円
2億円	1,000万円	18,285円	9,142円	2,743円
	2,000万円	16,852円	8,426円	2,527円
	3,000万円	16,511円	8,255円	2,477円
	4,000万円	16,375円	8,187円	2,456円
	5,000万円	16,170円	8,085円	2,425円
1億円	1,000万円	13,356円	6,678円	2,003円
	2,000万円	11,326円	5,662円	1,698円
	3,000万円	10,984円	5,493円	1,648円
	5,000万円	10,644円	5,322円	1,597円
	7,000万円	700万円	11,394円	5,697円
1,000万円		9,415円	4,707円	1,413円
2,000万円		9,006円	4,503円	1,351円
3,000万円		8,665円	4,333円	1,300円
5,000万円	500万円	9,878円	4,939円	1,482円
	1,000万円	7,573円	3,787円	1,136円
	2,000万円	7,164円	3,582円	1,074円
	3,000万円	6,823円	3,411円	1,024円
3,000万円	300万円	8,665円	4,333円	1,300円
	500万円	6,141円	3,070円	921円
	1,000万円	5,117円	2,559円	768円
2,000万円	200万円	7,096円	3,548円	1,064円
	500万円	4,572円	2,285円	685円
	1,000万円	3,548円	1,774円	532円
1,000万円	100万円	4,912円	2,456円	737円
	500万円	2,388円	1,194円	358円
	1,000万円	1,364円	682円	205円

保険期間
2026年3月1日(午後4時)から1年間

縮小支払割合 80%

保険金額
地質調査業務の売上高に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の成果物の契約不適合(瑕疵)に起因する損害賠償における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

保険金支払ありの場合の契約条件の制限
現在ご加入の契約で保険金をお支払いした場合、継続となる契約を含めて3年間は契約条件の制限(『自己負担額(免責金額)1,000万円』または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額 ^(※) 、および『縮小支払割合80%』)を適用します。 (※)この自己負担額(免責金額)よりも高い自己負担額(免責金額)でのご契約も可能です。

掲載されていない保険金額自己負担額(免責金額)は団体Web募集システムで確認ください。

保険料計算例

【保険料計算例その1】 土木設計業務のみご加入の場合

保険金額 1 億円 自己負担額（免責金額）100 万円
土木設計業務年間売上高 15 億円で新規の場合

$$14,766 \text{ 円} \times 284 \text{ (百万円)} = 4,193,540 \text{ 円 (四捨五入により十円単位)}$$

(※1) (※2)

(※1) 13 ページの保険料早見表により基本保険料率は 14,766 円となります。
(売上高 100 万円あたり)

(※2) 土木設計業務の年間売上高が 15 億円の場合、10～11 ページの修正売上高の計算式により年間売上高の範囲が 10～30 億円の欄に該当しますので、
修正売上高は $0.09 \times 1,500 \text{ (百万円)} + 149.25 = 284.25 \div 284 \text{ (百万円)}$ となります。(四捨五入により百万円単位)

【保険料計算例その2】 地質調査業務も含めて PFI・DB 担保追加条項を付帯でご加入する場合 (継続契約かつ 3 年以上保険金支払なし)

保険金額 1 億円 自己負担額（免責金額）100 万円
土木設計業務年間売上高 15 億円、地質調査業務年間売上高 5 億円の場合

$$14,766 \text{ 円} \times 15 \text{ 億円} \div 20 \text{ 億円} = 11,075 \text{ 円 (四捨五入により一円単位)}$$

(※1)

$$7,383 \text{ 円} \times 5 \text{ 億円} \div 20 \text{ 億円} = 1,846 \text{ 円 (四捨五入により一円単位)}$$

(※2)

$$11,075 \text{ 円} + 1,846 \text{ 円} = 12,921 \text{ 円 (2 つの業務の基本保険料を加重平均した料率)}$$

$$12,921 \text{ 円} \times 329 \text{ (百万円)} \times 1.1 \times (1 - 0.25) \text{ (保険金支払なしの加入期間が 3 年以上の割引係数の適用)}$$

(※3)

(※4)

$$= 3,507,080 \text{ 円 (四捨五入により十円単位)}$$

(※1) 13 ページの保険料早見表により土木設計業務の基本保険料率は、14,766 円となります。(売上高 100 万円あたり)

(※2) 13 ページの保険料早見表により地質調査業務の基本保険料率は、7,383 円となります。(売上高 100 万円あたり)

(※3) 2 つの業務の合計売上高が 20 億円の場合、10～11 ページの修正売上高の計算式により年間売上高の範囲が 10～30 億円の欄に該当しますので、
修正売上高は $0.09 \times 2,000 \text{ (百万円)} + 149.25 = 329.25 \div 329 \text{ (百万円)}$ となります。(四捨五入により百万円単位)

(※4) PFI・DB 担保係数は 1.1 となります。

【保険料計算例その3】 保険料計算例その2 に測量業務を追加でご加入する場合 (継続契約かつ3年以上保険金支払なし)

保険金額 1 億円 自己負担額 (免責金額) 100 万円
単独で受託した測量業務の年間売上高 2 億円の場合

$2,215 \text{円} \times 89 \text{(百万円)} \times 1.1 \times (1 - 0.25)$ (保険金支払なしの加入期間が3年以上の割引係数の適用)
(※1) (※2) (※3)
= 162,640 円 (四捨五入により十円単位)

合計保険料 = 3,507,080 + 162,640 = 3,669,720 円

(※1) 13 ページの保険料早見表により測量業務の基本保険料率は、2,215 円となります。
(売上高 100 万円あたり)

(※2) 単独で受託した測量業務の年間売上高が2億円の場合、10～11 ページの修正売上高の計算式により年間売上高の範囲が「1～2 億円」に該当しますので、
修正売上高は $0.38 \times 200 \text{(百万円)} + 13.25 = 89.25 \div 89 \text{(百万円)}$
となります。(四捨五入により百万円単位)

(※3) PFI・DB 担保係数は 1.1 となります。

【保険料計算例その4】 継続契約の場合 (保険金支払あり)

毎年度の土木設計業務の売上高を 50 億円

・ 保険金額 1 億円 ・ 自己負担額(免責金額) 1,000 万円 ・ 縮小支払割合 90%、過去 10 年間保険金支払なし

2025 年 3 月 1 日保険始期契約

〈1〉 基本保険料 11,338 円 (保険金支払なしのため、13 ページの保険料早見表を参照)

〈2〉 修正売上高 $0.045 \times 5,000 \text{(百万円)} + 284.25 = 509 \text{(百万円)}$ 、(四捨五入により百万円単位) 10～11 ページ参照

〈3〉 保険料計算方法 年間保険料 = ①基本保険料 × ②修正売上高 × ③割増・割引係数

〈4〉 年間保険料

①現在ご加入の契約保険料 $11,338 \text{円} \times 509 \text{(百万円)} \times (1 - 0.25) = 4,328,280 \text{円}$ (四捨五入により十円単位)

②1年前のご契約年間保険料 (割引係数 0.25 適用) : 4,328,280 円 (四捨五入により十円単位)

③2年前のご契約年間保険料 (割引係数 0.25 適用) : 4,328,280 円 (四捨五入により十円単位)

保険金支払回数 1 回 保険金支払内容 (2025 年 8 月)

①賠償額 6,000 万円

②保険金 4,500 万円 (6,000 万円 - 自己負担額 1,000 万円) × 縮小支払割合 90%

2026 年 3 月 1 日保険始期以降契約

* 保険金支払があった翌年度契約から『自己負担額 (免責金額) 1,000 万円』または『契約保険金額の 10%』のいずれか低い金額』、および『縮小支払割合 80%』が 3 年間適用されます。

〈1〉 基本保険料 13,356 円 (保険金支払ありのため、14 ページの保険料早見表を参照)

〈2〉 修正売上高 509 (百万円)

〈3〉 割増・割引係数 (12 ページ表 1 参照)

2.5 (今回、保険金支払割合 347%・保険金支払 1 回)

* 保険金支払割合 (=3 年分の保険金 ÷ 3 年分の保険料)

$(0 \text{円} + 0 \text{円} + 4,500 \text{万円}) \div (4,328,280 \text{円} + 4,328,280 \text{円} + 4,328,280 \text{円}) = 347\%$

〈4〉 年間保険料 $13,356 \text{円} \times 509 \text{(百万円)} \times 2.5 = 16,995,510 \text{円}$ (四捨五入により十円単位)

2027年3月1日保険始期以降契約

* 保険金支払があった翌年度契約から『「自己負担額（免責金額）1,000万円」または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額』、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。

〈1〉 基本保険料 13,356円（保険金支払ありのため、14ページの保険料早見表を参照）

〈2〉 修正売上高 509（百万円）

〈3〉 割増・割引係数（12ページ割増係数表参照）

1.6（保険金支払割合175%）

$1.6 - 0.1 = 1.5$ （1年以上保険金支払なしのため、割引係数を0.1適用）

* 保険金支払割合（=3年分の保険金÷3年分の保険料）

$(0円 + 4,500万円 + 0円) \div (4,328,280円 + 4,328,280円 + 16,995,510円) = 175\%$

〈4〉 年間保険料 $13,356円 \times 509（百万円） \times 1.5 = 10,197,310円$ （四捨五入により十円単位）



2028年3月1日保険始期以降契約

* 保険金支払があった翌年度契約から『「自己負担額（免責金額）1,000万円」または「契約保険金額の10%」のいずれか低い金額』、および『縮小支払割合80%』が3年間適用されます。

〈1〉 基本保険料 13,356円（保険金支払ありのため、14ページの保険料早見表を参照）

〈2〉 修正売上高 509（百万円）

〈3〉 割増・割引係数（12ページ割増係数表参照）

1.4（保険金支払割合143%）

$1.4 - 0.1 = 1.3$ （1年以上保険金支払なしのため、割引係数0.1を適用）

* 保険金支払割合（=3年分の保険金÷3年分の保険料）

$(4,500万円 + 0円 + 0円) \div (4,328,280円 + 16,995,510円 + 10,197,310円) = 143\%$

〈4〉 年間保険料 $13,356円 \times 509（百万円） \times 1.3 = 8,837,670円$ （四捨五入により十円単位）



2029年3月1日保険始期以降契約

* 保険金支払があった翌年度契約から3年を経過したため「保険金支払ありの場合の契約条件の制限」は適用されません。自己負担額（免責金額）、縮小支払割合を契約条件の制限前の条件に戻すものとして計算しています。（自己負担額（免責金額）100万円、縮小支払割合90%）

〈1〉 基本保険料 11,338円（13ページの保険料早見表）

〈2〉 修正売上高 509（百万円）

〈3〉 割増・割引係数（12ページ保険金支払なしの場合の割引係数参照）

0.25（保険金支払なしの加入期間が3年以上）

* 保険金支払割合（=3年分の保険金÷3年分の保険料）

$(0円 + 0円 + 0円) \div (16,995,510円 + 10,197,310円 + 8,837,670円) = 0\%$

〈4〉 年間保険料 $11,338円 \times 509（百万円） \times (1 - 0.25) = 4,328,280円$ （四捨五入により十円単位）

一括払の概算保険料

保険の対象を土木設計業務のみとし、新規でご加入される場合の概算保険料です。

土木設計業務の修正前売上高に対する概算保険料を代表的な保険金額、自己負担額（免責金額）別に表示しています。（いずれも縮小支払割合は90%です。）

土木設計業務のみ

【単位：万円】

保険金額 ^(※)		5億円			3億円			2億円		
自己負担額		1,000万円	2,000万円	3,000万円	1,000万円	2,000万円	3,000万円	500万円	1,000万円	2,000万円
修正前売上高	1,000万円	26	26	26	21	20	20	18	17	16
	3,000万円	58	57	57	45	44	44	39	37	36
	5,000万円	79	78	77	62	61	60	53	50	49
	1億円	135	133	131	105	103	101	90	85	83
	3億円	301	297	293	234	230	226	201	190	186
	5億円	434	427	422	337	331	325	290	274	267
	10億円	632	622	614	492	482	474	422	399	389
	20億円	870	857	846	677	664	653	581	549	536
	30億円	1108	1091	1077	862	845	831	740	699	682
	50億円	1,345	1,325	1,309	1,047	1,027	1,010	899	849	829
70億円	1,583	1,560	1,540	1,232	1,208	1,189	1,058	999	975	
100億円	1,813	1,786	1,764	1,411	1,384	1,361	1,212	1,144	1,117	

保険金額 ^(※)		1億円			5,000万円			3,000万円		
自己負担額		100万円	500万円	1,000万円	100万円	500万円	1,000万円	100万円	500万円	1,000万円
修正前売上高	1,000万円	15	12	11	11	8	7	8	6	5
	3,000万円	32	27	25	24	18	16	18	13	11
	5,000万円	44	37	34	32	25	22	25	18	15
	1億円	75	63	58	55	42	37	43	30	25
	3億円	168	141	129	122	95	83	95	68	56
	5億円	242	202	186	176	136	120	137	97	81
	10億円	353	295	271	257	199	175	200	142	118
	20億円	486	406	373	354	273	241	275	195	163
	30億円	619	517	475	450	348	307	351	249	207
	50億円	752	627	577	547	423	372	426	302	252
70億円	884	738	679	644	498	438	501	355	296	
100億円	1,013	846	778	737	570	502	574	407	339	

(※)保険金額

地質調査業務の売上高に「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算した場合、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物に起因する損害賠償責任における保険金額は、加入者証記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。

◎ JCCA 建設コンサルタント賠償補償制度の加入手続き

契約方式

JCCA 建設コンサルタント賠償補償制度は、一般社団法人建設コンサルタンツ協会が契約者となり、ご加入を希望する会員（国土交通省の「建設コンサルタント登録制度」に登録されている会員にかぎります。）を加入対象者とする団体契約方式です。

加入申込締切日（必着）

2026年2月18日（水）

加入方法

加入申込締切日までに以下のいずれかの方法でお手続きをお願いします。

(1) 団体Web募集システムの場合

(<https://hoken-platform.jp/kencon/>)
JCCAのホームページまたは上記「URL」から
IDとパスワード(ID・初期パスワード通知書に記載)
でログインし、必要事項を入力

「送信」ボタンをクリック

(2) 郵送の場合

加入申込書に必要事項を記入

返信用封筒で
(株)アールアンドディセキュリティ必着で送付

* 加入申込書の写しを1枚作成し、加入者控として保管してください。
* 加入申込書は取扱代理店(株)アールアンドディセキュリティが取りまとめた上で契約者に報告いたします。

保険料の払込み

* 継続加入の場合であっても、初回保険料の振込みが必要です。

一括払と分割払（10分割）をご用意しています。

一括払の場合は一括払保険料、分割払の場合は初回分保険料を加入申込締切日までに着金するようにお振込みください。

* 振込手数料は加入者さまがご負担していただきますようお願いします。

【分割払をご希望の場合】

次の場合、預金口座振替依頼書を提出してください。

- ①新たに分割払を希望する場合
- ②昨年とは異なる口座での引き落としを希望する場合

なお、分割払の場合

- ・2回目以降（4月以降順月で最終月は12月）は指定口座から毎月4日（金融機関が休業日の場合は、翌営業日）に引き落としとなります。
- ・通帳印字名は「ケンコンホケン」となります。
- ・預金口座振替依頼書の到着の遅れや残高不足などで4日に指定口座から引き落とせない場合は、当該月の末日（払込期日）までにお振込みをお願いいたします。

預金口座振替依頼書提出締切日（必着）：
2026年2月10日（火）

保険料の振込先

三井住友銀行 飯田橋（イイダバシ）支店 普通口座 6409495
口座名 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 損害保険口



加入申込書の記載例

【新 規 用】

JCCA建設コンサルタント賠償補償制度 加入申込書

一般社団法人 建設コンサルタンツ協会 御中

申込人(加入者)は、募集文書または損保ジャパン公式サイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)に掲載の個人情報の取扱いに同意します。

申込日	2026年2月1日		建コン登録番号	9	9	-	9	9	9	9	
住所	郵便番号 160-8338		新宿区西新宿1-26-1								
会社名	フリガナ シンジュクコンサルタント(カブ) 新宿コンサルタント(株)							 代表者印			
代表者名	<役職名> ダイヒョウトリシマリヤク <氏名> フリガナ ソンボタロウ 代表取締役 損保 太郎										
連絡先	所属部署		担当者名			電話番号					
	総務部		フリガナ ケンセツタロウ 建設太郎			03 (3349) 0000					
	<メールアドレス>										
加入期間	2026年3月1日(午後4時)から2027年3月1日(午後4時)まで (年 月 1日) *期間の中途から加入する場合には上記()内に保険開始月をご記入下さい。 お申し込み日の翌月1日から保険は開始します。										
加入形態(業務)	I 土木設計		II 土木設計・地質調査			III 土木設計・測量		IV 土木・地質・測量			
PFI・DB担保追加条項	付帯										
保険金額*と自己負担額(免責金額)	■保険金額()百万円 自己負担額(免責金額)()万円 ■保険金縮小支払割合90%適用										
(※)地質調査業務に、「土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務」の売上高を加算してご契約した場合、土壌・地下水汚染状況調査、汚染処理計画業務の成果物の契約不適合(瑕疵)に起因する損害賠償責任における保険金額は、保険証券記載の金額または3億円のいずれか低い金額をもって限度とします。											
業務別の売上高(消費税含む)	①建設コンサルタント売上高 (3,000)百万円 ②土木設計業務の売上高 (1,500)百万円 ※土木設計の占める割合 (50)%					<input type="checkbox"/> 地質調査業務を含める場合 ③地質調査業務の売上高 (300)百万円 ④土木設計業務・地質調査業務の合計売上高 (1,800)百万円 <input type="checkbox"/> 測量業務を含める場合 ⑤測量業務の売上高 (300)百万円					
	*上記の「売上高」でご記入いただいた「現況報告書」の期間 (2024)年(4)月(1)日～(2025)年(3)月(31)日										
保険料の払込方法	一括払		分割払			(※)四捨五入して十円単位 (※)分割の場合は1回分保険料 (※)中途加入の場合は中途加入期間の保険料(分割払は1回分保険料)					
保険料*	百万		千			円					
他の同種の保険契約の有無	なし		有り			有りの場合 保険会社名 () () 保険金額 ()					
発注者からの確認	当社は公共工事に関わる設計業務の発注者から契約の有無につき照会があった場合、保険会社または取扱代理店が契約の有無を回答することにつき事前に承認致します。 (承認する場合、右欄に代表者印をご捺印ください)							 代表者印			

◎保険期間の途中で加入、保険金額を変更する場合

保険期間の途中で補償制度に加入する場合や保険金額を変更する場合、必ず取扱代理店まで事前にご連絡ください。

いずれの場合も具体的な保険料計算方法については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

中途加入の場合

* 途中で加入した場合は、満期まで1年未満となりますので、その間保険金支払なしであったとしても翌年の契約に割引係数は適用されません。今回の募集時に加入されることをおすすめします。

〈1〉中途加入の場合の保険期間

申込月の翌月1日から2027年3月1日午後4時までの期間とします。ただし、申込月内に加入申込データまたは加入申込書が取扱代理店に到着するとともに、保険料も一般社団法人建設コンサルタンツ協会の口座に着金していることが必要です。

〈2〉中途加入の場合の保険料

中途加入期間の保険料 = 年間保険料 × 中途加入期間(月数) ÷ 12か月 (四捨五入により十円単位)

(例) 7月10日に申込みを行い、保険期間が8月1日から翌年3月1日の場合、中途加入期間(月数)は7か月となります。年間保険料が4,071,420円とすると、
 $4,071,420 \text{円} \times 7 \div 12 = 2,375,000 \text{円}$ (四捨五入により十円単位)

【中途加入保険料の分割払をご希望の場合】

—毎月4日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)にお引き落としとなります。—

(1) 保険の開始日が2026年11月1日までの場合、分割払が可能です。(分割払にともなう割増はありません。) 分割払の分割回数は次のとおりとなります。

(2) 分割回数 = 13 - 中途加入保険開始月

【例】2026年8月1日からの中途加入の場合 分割回数 = 13 - 8 = 5回

上記【例】の場合 $2,375,000 \text{円} \div 5 = 475,000 \text{円}$ (四捨五入により十円単位)

(3) 初回保険料は、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の口座にお振込みください。

(4) 口座振替依頼書を取扱代理店にご提出【中途加入月の前月15日必着】いただくことで、中途加入月の翌月から、毎月4日(金融機関が休業日の場合は、翌営業日)に、2回目以降の各回保険料をお引き落としします。

* 口座振替依頼書の到着の遅れや残高不足などで4日に指定口座から引き落とせない場合は、当該月の末日(払込期日)までに一般社団法人建設コンサルタンツ協会の口座にお振込みをお願いします。

〈3〉お申込み方法

(1) 団体 Web 募集システム (<https://hoken-platform.jp/kencon/>) でお手続きいただくか、所定の加入申込書に必要事項をご記入いただき取扱代理店にお送りください。

(2) 保険料を計算のうえ、一般社団法人建設コンサルタンツ協会の口座(P19をご参照ください)にお振込みください。

分割払の場合であっても、初回保険料は振込み^(※)が必要です。

※ 振込み手数料は加入者さまがご負担していただきますようお願いいたします。

保険金額を変更する場合

保険期間の途中で保険金額変更できるのは「保険金額を減額する場合」のみとなります。

保険料計算方法については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

* この事由以外の保険金額変更は保険期間中途ではできませんので今回の募集時に補償内容の見直しをご検討ください。

◎事故が発生した場合の手続き

保険金お支払いまでの主な流れ

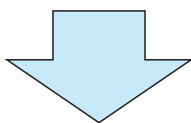
事故の連絡

賠償請求を受けたり、賠償請求につながりそうな事故が発生した場合、事故の状況を事故連絡票^(※)に記載いただきオールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンまで速やかに連絡してください。

(※)取扱代理店オールアンドディセキュリティのホームページ
(<https://www.randds.co.jp/procedure/>)でダウンロードできます。

ご連絡先（以下のいずれかにご連絡ください。）

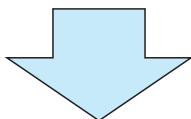
- ① [取扱代理店] 株式会社オールアンドディセキュリティ
〒102-0075 千代田区三番町 1-17 パークサイドアネックス 5F-B
TEL 03-3221-7015 通話料無料 0120-868-662
FAX 03-3221-7016
- ② [引受幹事保険会社] 損害保険ジャパン株式会社
本店火災新種専門保険金サービス部 医師・専門賠償保険金サービス課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン本社ビル23階
TEL 03-3349-5381
FAX 042-452-9592



必要書類の提出

保険金支払の対象となるか否かを判断するうえで必要な書類をご提出いただきます。

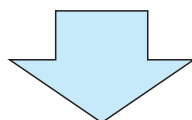
所定の事故報告書に契約関係、賠償責任の有無・損害額を立証する項目を記載いただき、適宜資料を添付いただきます。詳細は、オールアンドディセキュリティまたは損保ジャパンから連絡します。



調査

ご提出いただいた資料をもとに賠償責任の有無、過失割合などを調査いたします。

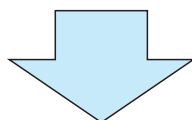
調査にあたっては、損保ジャパンおよび損保ジャパンが委託する鑑定人とオールアンドディセキュリティが連携し、対応いたします。



保険会社による審査

調査内容を事故審査会^(※)に付議し、審議・審査した内容から保険会社は賠償責任の有無、過失割合、保険金支払の可否を決定します。

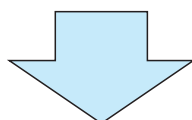
※事故審査会は、実務専門家、学識経験者、弁護士などの有識者で構成され、その審査を経て責任の有無、過失割合、保険金の額などを決定します。



示談成立

損保ジャパンは加入者（被保険者）の代わりに示談交渉を行うことができませんので、損保ジャパンと相談しながら加入者（被保険者）が発注者・被害者との示談交渉を行っていただきます。

*事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金などをお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。



保険金のお支払い

審査結果に基づき保険会社から保険金が支払われます。加入者（被保険者）からのご指示に基づき、指定された支払先に保険金を振込みます。

保険金お支払いに関する注意点

- ・ 損保ジャパンは、加入者（被保険者）が保険金請求の手続きを完了した日から原則、30日以内に保険金を支払います。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害援助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
- ・ 上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、加入者（被保険者）との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
- ・ 保険契約者や加入者（被保険者）が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金を支払われない場合がありますのでご注意ください。

◎ご加入にあたり、特にご注意いただきたいこと

◆共同保険契約に関するご説明

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払いその他の業務または事務を行っております。なお、詳細については約款をご参照ください。

引受保険会社および引受割合につきましては、別紙をご確認ください。

◆その他ご注意点

①引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

②取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領・保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

③告知義務（ご契約締結時における注意事項）

保険契約者または記名被保険者（加入者）の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

<告知事項>

加入申込書等および付属書類の記載事項すべて

（注）保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

④通知義務（ご契約締結後における注意事項）

（1）保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入申込書等の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入申込書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者（加入者）に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が記名被保険者（加入者）の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要となります。

（2）以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なお連絡ができないことがあります。

保険契約者の住所などを変更される場合

（3）ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

⑤重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

⑥加入者証

加入者証は大切に保管してください。また、1 か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパンまでご連絡ください。

⑦保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方（法人の場合は代表者または契約締結権のある方）ご本人が署名または記名・捺印ください。

⑧賠償責任保険の保険金請求権に質権を設定することはできません。

⑨被害者が損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

⑩この保険契約は、賠償責任保険普通保険約款に、請負業者特約条項の他、各種特約・追加条項等を付帯して構成されます。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでご照会ください。

⑪ご加入者以外の被保険者（保険の対象となる方）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。

⑫この保険は事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申込みの撤回等）の対象とはなりません。

⑬この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

◆個人情報の取扱いについて

○保険契約者（一般社団法人建設コンサルタンツ協会）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。

また、契約の安定的な運用を図るために加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。

なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト (<https://www.sompo-japan.co.jp/>) をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

○申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

◆保険会社との間で問題を解決できない場合

（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター】

電話番号 03-4332-5241（全国共通）

おかけ間違いにご注意ください。

受付は月から金曜日（祝日・休日および12/30～1/4を除く）午前9時15分～午後5時まで

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

このパンフレットは、概要を説明したものです。詳細につきましては、約款等に記載しています。

必要に応じて、パンフレットに掲載の「◎適用する約款等」をご確認ください。また、団体 web 募集システムからご参照いただけます。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

制度提供団体 一般社団法人 建設コンサルタンツ協会
〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地 KY三番町ビル
TEL 03 - 3239 - 7992
FAX 03 - 3239 - 1869

〈本制度のお問い合わせ先〉

【取扱代理店】

株式会社 アールアンドディセキュリティ
〒102-0075 東京都千代田区三番町1-17パークサイドアネックス5F-B
Mail : support@randds.co.jp
URL : <https://www.randds.co.jp/>
TEL : 0120-868-662 通話料無料
TEL : 03-3221-7015
FAX : 03-3221-7016
(営業時間：平日午前9時から午後5時まで)

【引受保険会社】

幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL : 050-3808-5528
FAX : 03-6388-0160
(営業時間：平日午前9時から午後5時まで)

非幹事保険会社 三井住友海上火災保険株式会社